

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎  
同 土居幸徳  
同 藤原哲之  
同 福吉智徳

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	産業観光局 商工部 創業支援・雇用推進課	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	団体に対する出資者としての指導監督業務
	財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発公社	
公の施設の指定管理者監査	市民生活局 市民生活部 生活安全課	富士建設工業株式会社	岡山市岡山北斎場管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和4年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

##### (1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和4年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について監査した結果、事務処理について、適正に処理されていた。

##### (2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和4年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じられたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

##### <指摘事項>

今回の監査において、協定書に基づき指定管理者に納付させるべき収益の配分について事務が行われていないことが認められた。

今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を行うよう要望する。

(生活安全課)